

送 付 文 書 一 覧

- 「医療費適正化対策推進室及び地域ケア・療養病床転換推進室の設置について」

- 「医療費適正化対策の総合的な推進に係る体制の整備について」

- 「療養病床の再編成を踏まえた「地域ケア整備構想（仮称）」の策定について」

※ なお、このメール送信以外の手段では送付いたしませんので、医療関係課（室）にも確実に配付していただきますようお願いいたします。また、宛先としている各計画担当課（室）だけでなく、関係する各課（室）にも配付していただきますようお願いいたします。

事務連絡
平成18年7月21日

医療計画担当課(室)
各都道府県 医療費適正化計画担当課(室) 御中
介護保険事業支援計画担当課(室)

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室
老健局地域ケア・療養病床転換推進室

医療費適正化対策推進室及び地域ケア・療養病床転換推進室の設置について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、健康保険法等の一部を改正する法律及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律が6月21日に公布され、今後、医療費の適正化や療養病床の再編成に向けた取組が本格化していくこととなります。今後の進め方については、7月10日に厚生労働省において開催した「医療制度改革関連法に関する都道府県説明会」においてご説明したとおりですが、この度、医療費の適正化、地域ケア体制の計画的な整備及び療養病床の円滑な転換を推進するためには、医療、介護等の各分野の横断的・統一的な対応が不可欠であることから、厚生労働省内の担当局である医政局、老健局及び保険局が連携して関連施策の調整を行うため、保険局総務課に「医療費適正化対策推進室」を、老健局に「地域ケア・療養病床転換推進室」を設置いたしました。

今後、都道府県からの御質問、御相談等の窓口は、医療費適正化計画の策定等医療費の適正化については「医療費適正化対策推進室」、地域ケア体制の整備や療養病床の転換については「地域ケア・療養病床転換推進室」となりますので、よろしくお願いいたします。

	医療費適正化対策推進室	地域ケア・療養病床転換推進室
担当 事務	<ul style="list-style-type: none">医療費適正化基本方針(参酌標準を含む)、全国医療費適正化計画の作成都道府県医療費適正化計画の策定支援保険者の特定健康診査・特定保健指導におけるサービス提供・人材確保等の調整医療費適正化における療養病床の再編に関する調整その他	<ul style="list-style-type: none">地域ケア体制の計画的な整備を進めるための指針の策定療養病床の円滑な転換に関する調整その他
連絡 先	03-5253-1111 (代表) (内線 3179~3181) 03-3595-2550 (直通) 03-3504-1210 (FAX) (担当) 瀧川、双川、元村	03-5253-1111 (代表) (内線 2176、2177) 03-3595-2184 (直通) 03-3595-2186 (FAX) (担当) 佐藤、上野、岡部、草山

事 務 連 絡
平成18年7月21日

医療計画担当課(室)
各都道府県 医療費適正化計画担当課(室) 御中
介護保険事業支援計画担当課(室)

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

医療費適正化対策の総合的な推進に係る体制の整備について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)が平成18年6月21日に公布されました。

今後は、平成20年4月1日の「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に向けて、都道府県医療費適正化計画の策定等、医療費適正化対策の総合的な推進に向けた取組を強化していただく必要があります。

厚生労働省における医療費適正化対策推進室の設置につきましては、平成18年7月10日に開催された「医療制度改革関連法に関する都道府県説明会」でご案内したところですが、各都道府県におかれましても、関係部局が連携して総合的な対策を行うための体制の整備を図っていただきますようお願いいたします。

その際には、例として以下のような取組が有用と考えます。

1 医療構造改革の取組について

医療構造改革を推進するためには、トップのリーダーシップのもと、関係部局が連携して取組を行うことが必要です。このためには、

- ①知事、副知事をトップとした総合的な推進本部の設置
- ②保健、医療、福祉、介護、県立病院などの担当部局のほか、総務・企画部局の参画

- ③テーマに応じたプロジェクトチームやワーキングチームの設置
 - ④検討会や懇談会等の外部関係者との意見交換の場の設置
- 等が有効な手段として考えられます。

2 医療費適正化対策の担当組織の設置について

都道府県医療費適正化計画の策定等に当たっては、庁内の関係部署との連携及び円滑な調整が必要です。このためには、

- ①医療費適正化対策のとりまとめを行う課室及び専任の係又はチームの設置
 - ②1の総合的な推進本部の下に都道府県医療費適正化計画策定のためのチームの設置
 - ③外部の関係者や有識者等から構成される検討会や懇談会等の意見交換の場の設置
 - ④「老人医療費の伸びを適正化するための指針」に基づく検討会や懇談会等の活用
- 等が有効な手段として考えられます。

上記の趣旨及び取組案をご参考のうえ、各都道府県の実情に応じた体制作りを行っていただきますようお願いいたします。また、今後の医療費適正化対策の進め方等について、ご質問等がございましたら、当室にご相談ください。

(照会先)

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

瀧川、双川、元村

03-5253-1111 (代表) (内線 3179~3181)

03-3595-2550 (直通)

03-3504-1210 (FAX)

事務連絡
平成18年7月21日

医療計画担当課(室)
各都道府県 医療費適正化計画担当課(室) 御中
介護保険事業支援計画担当課(室)

厚生労働省老健局地域ケア・療養病床転換推進室

療養病床の再編成を踏まえた「地域ケア整備構想(仮称)」の策定
について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、健康保険法等の一部を改正する法律及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律が6月21日に公布されました。

これに伴い、今後、療養病床の再編成が本格化していくこととなりますが、各地域においては、その受け皿づくりを含め将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備が求められることとなります。

去る7月10日の「医療制度改革関連法に関する都道府県説明会」においてもご説明したとおりですが、

- ① 診療報酬・介護報酬の改定などにより療養病床の再編成が進められる中で、できるだけ早く地域の対応方針を確立することが重要であること
- ② 療養病床の円滑な転換を進めるに当たっては、地域における老人保健施設等の施設サービスや在宅介護サービス、在宅医療、住まいなどの地域におけるケア体制全般のあり方を検討した上で、計画的に進めることが重要であること
- ③ 療養病床の再編成は、都道府県が今後策定する「医療計画」(平成20年度から)、「医療費適正化計画」(平成20年度から)及び「介護保険事業支援計画」(平成21年度から)に密接に関連し、各分野横断的に対応する必要があるため、各計画と整合性のとれた方針を速やかに整理し、各計画に適切に反映させることが必要であること

から、平成19年夏頃を目途として、都道府県において「地域ケア整備構想（仮称）」を作成することが必要となるものです。

このため、各都道府県におかれては、療養病床の再編成に伴う受け皿づくりや高齢者の住まいの在り方などを含めた地域ケア体制の計画的な整備を進めるため、医療計画担当部署、医療費適正化計画担当部署及び介護保険事業支援計画担当部署相互間の連携体制を確保するとともに、担当組織の明確化や必要な情報の収集、今後の課題の整理など、必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省としても、各都道府県の作成作業を支援するため、医政局、保険局及び老健局の担当官から構成される地域ケア・療養病床転換推進室を設置し、各局が連携して、療養病床の再編成を踏まえた地域におけるケア体制の整備の方針や地域のサービスニーズ・利用見込みの設定についての考え方などを盛り込んだ「地域ケア整備指針（仮称）」を、平成18年内を目途に策定することとしています。その際には、将来の動向や地域の要介護者の状況を踏まえたサービスニーズのワークシートや、地域の特性に応じたモデルプランを併せてお示しすることとしております。

なお、「地域ケア整備構想（仮称）」及び「地域ケア整備指針（仮称）」について現在検討中の概要は別紙の通りです。

今後、厚生労働省においては、8月上旬に、地方ブロックごとに都道府県との意見交換会を開催し、「地域ケア整備構想（仮称）」の円滑な作成のため、各都道府県への情報提供に努める予定です。「地域ケア整備構想（仮称）」及び「地域ケア整備指針（仮称）」についてのご質問等がありましたら、当室にご相談ください。

各都道府県におかれては、上記の趣旨をご理解いただき、必要な準備を進められるようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省老健局地域ケア・療養病床転換推進室
佐藤、上野、岡部、草山

03-5253-1111（代表）（内線 2176、2177）

03-3595-2184（直通）

03-3595-2186（FAX）

(別紙)

療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備について
—「地域ケア整備指針(仮称)」の策定—

1 趣旨

(1) 今後本格化する療養病床の再編成を踏まえ、各地域においては、その受け皿づくりを含め将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備が求められる。

このような取り組みについては、都道府県では「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」の3つの計画に関連するなど、各分野にわたる横断的・統一的な基本方針の策定と関係部局の密接な連携が重要となってくる。

(2) このため、上記の取り組みを推進する観点から、

- ① 国において、地域ケア体制の整備の基本方針等を内容とする「地域ケア整備指針(仮称)」を策定するとともに、
- ② 都道府県における「地域ケア整備構想(仮称)」の作成を支援するものとする。

2 国の「地域ケア整備指針(仮称)」について

(1) 国において、以下の事項を主な内容とする「地域ケア整備指針(仮称)」を策定する。

① 地域ケア体制の整備の基本方針

○ 療養病床の再編成を踏まえた地域ケア体制の整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズ・利用見込みの設定について

○ 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯の増加等を踏まえたサービスニーズの推計、それに対応した利用見込みの設定に関する考え方を提示。

③ 療養病床の転換について

○ 個別の医療機関(療養病床)の転換を進める場合に配慮すべき事項などを提示。

④ 各計画への反映について

○ 「介護保険事業支援計画」「医療計画」「医療費適正化計画」へ反映させる場合に配慮すべき事項を提示。

(2) 上記の「地域ケア整備指針(仮称)」を策定するために、

- ① 学識経験者等からなる研究班を設置するとともに、
- ② 介護施設(特に療養病床)の整備水準や高齢化の状況、将来的なニーズ等を踏まえ、全国数カ所(老人保健福祉圏域単位)を対象に、当該都道府県と共同で地域ケア体制のモデルを策定する「地域ケアモデルプラン事業(仮称)」を展開する。

3 都道府県の「地域ケア整備構想(仮称)」について

(1) 都道府県は、国の「地域ケア整備指針(仮称)」等を踏まえ、以下の事項を主な内容とする「地域ケア整備構想(仮称)」を作成するものとする。

① 地域ケア体制の整備の方針

- 療養病床の再編成を踏まえた、都道府県における地域ケア体制整備の基本的な考え方を提示。

② 地域のサービスニーズについて

- 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯等の増加等を踏まえたサービスニーズを提示。

③ 各サービスの利用見込みについて

- 将来のサービスニーズに対応した、各サービスの利用見込みを提示。

④ 療養病床の転換について

- 療養病床の転換プランを提示。

(2) 都道府県は、上記の「地域ケア整備構想(仮称)」を踏まえ、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」を策定する。

4 今後のスケジュール

○H18年夏 <国>地域ケア整備指針について研究班を設置し、検討を開始。
地域ケアモデルプラン事業を開始。

<都道府県>療養病床関係調査の実施

秋 <国>「地域ケア整備指針案(中間とりまとめ)」の公表。

<都道府県>「地域ケア整備構想」の検討開始

冬 <国>「地域ケア整備指針(最終とりまとめ)」の決定。

※地域ケアモデルプランも提示。

○H19夏頃 <都道府県>「地域ケア整備構想」の策定。

までに

地域ケア整備指針（仮称）と関係計画の位置付け(案)

国

都道府県

療養病床の再編成に伴う地域ケア整備指針の検討

地域ケア整備指針（仮称）の検討

- ・地域ケア体制整備の基本方針
- ・地域の利用見込みの設定
- ・療養病床の転換
- ・各計画への反映

地域ケアモデルプランの作成

- ・具体的にいくつかの老人保健福祉圏域を取り上げ、地域の施設整備水準、高齢化の状況、将来ニーズ等に応じたモデルプランを作成

地域ケア整備指針（仮称）（H18年中目途）

反映

<療養病床の転換に関連する部分>

介護保険事業支援計画の基本指針（H19目途）

- ・都道府県計画・市町村計画の基本的事項（参酌標準、他の計画との関係等）等

医療計画の基本方針（案）（H18目途）

- ・医療機能に関する指標
- ・望ましい医療提供体制 等

全国医療費適正化基本方針（案）（H19目途）

- ・平均在院日数の短縮に関する政策目標
- ・医療費の見通し 等

〔市町村と協力の上以下を策定〕

都道府県地域ケア整備構想（仮称）（H19夏目途）

反映

（H20～）

- ・地域ケア体制整備の方針
- ・各サービスの利用見込み
老健施設・特養・ケアハウス等
…老人保健福祉圏域単位
都道府県が広域的に調整
地域密着サービス
…市町村の日常生活圏域単位
- ・療養病床の転換
相談体制・助成等転換支援措置の検討

第4期介護保険事業支援計画（H21～23）

- ・各年度の施設の必要利用定員総数
- ・介護サービス量の見込み 等

都道府県医療計画（H20～24）

- ・医療機関の機能分化・連携と医療機能の集約化・重点化の促進
- ・事業別の指標と数値目標
- ・事業ごとの医療連携体制 等

都道府県医療費適正化計画（H20～24）

- ・平均在院日数の短縮に関する政策目標
- ・療養病床数の目標
- ・医療費適正化の取組を行うことによる医療費の見通し 等

当面のスケジュール(案)

